経済産業省

ビジネスを成功させるため
のルール形成戦略セミナー

標準化・ルール形成に関する支援制度について

令和3年2月

経済産業省　産業技術環境局

基準認証政策課

標準化政策の俯瞰図

- 経済産業省では、標準化活動のそれぞれのフェーズに合わせた支援策を実施中。
- 官民が一体となってルールメイキングを実施できる環境整備を進めている。

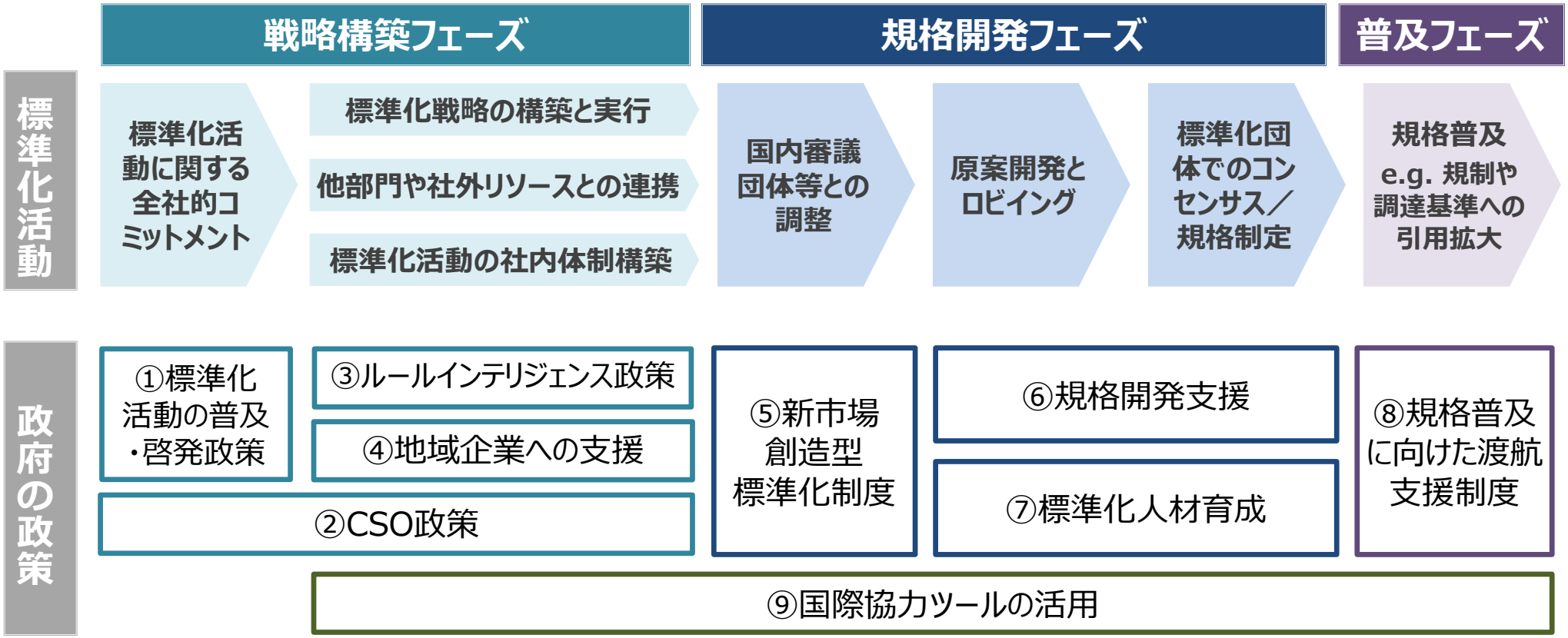

（２）標準化政策の取組状況と方向性

①官民の取組の方向性（「知的財産推進計画2020」 2020年５月27日知的財産戦略本部決定）

日本が抱える課題

- 日本企業の多くは、自ら有する**技術シーズを出発点に戦略の検討を進める**傾向が強い
- 各分野の研究機関や省庁が領域ごとに検討。**俯瞰的・複眼的な視点、市場ビジョン無きまま個々に実証。**
- 標準策定に向けてリーダーシップを発揮する企業が現れにくい競争環境のため、**コンセンサス形成に時間を要する**。また、**国際交渉での柔軟性が無い**

官民の意識改革	研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることを目指す。
官による標準化支援	国際的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく**司令塔の機能や体制を構築**する。
グローバル視点での戦略構築	ASEAN諸国等に対する標準を活用した解決策の提案や、標準と政府調達の連携などを通じ、日本の技術の世界的な社会実装を目指す。

領域横断的な分野への対応（産総研）

- IT/IoT化等により異分野の製品が繋がるなど、デジタル技術の発展に伴い領域横断的な標準化テーマが増加し、**従来の業界団体を中心とした標準化活動が難しい領域も出現**。
- このような分野への積極的な取組や、研究開発段階からの標準化活動の更なる推進等、**産総研の標準化活動の体制を強化**する。

産業技術総合研究所
標準化推進センターの新たな業務案
（令和2年7月１日　立ち上げ）

領域横断的な標準化案件の対応・連携体制構築などの調整

政府、他独法（IPA、農研機構等）、外部企業からの相談受付や人材紹介等の窓口機能強化

所内の標準化人材育成等

イノベーションにおける標準の活用強化（NEDO）

- 標準を技術の社会実装の一つのツールとして活用していくために、**研究開発活動と並行した標準化への取組みを更に強化する**。
- **NEDOが実施する新規プロジェクト**の初期段階に、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、**戦略的な標準の活用を念頭においた活動**に取り組む。

NEDOのプロジェクト実施フローと取組

戦略策定時 → **プロジェクト実施時** → **フォローアップ時**

- 関係分野の規制・制度、標準化動向、国内専門家等の情報収集・ヒアリング

- プロジェクト参加者、標準の専門家を交えたディスカッションの実施

- プロジェクト終了後の相談対応や活動実績把握

②CSO政策　企業における体制整備の働きかけ

- 企業における標準化活動について、多くの企業から「規格制定には非常に長い時間を要するため、経営層の理解がなければ活動を続けられない」との指摘。
- そこで、経済産業省では、標準化戦略に対する企業経営層のコミットメントの強化、事業者戦略と整合的・中長期的視点での標準化活動を促すため、**最高標準化責任者（CSO）**の設置を呼びかけ。（令和2年末現在、65社の企業においてCSO設置）
- CSO設置企業への標準化動向に関する情報提供、標準化活動支援策等に関する意見交換などを継続的に実施中。

【最高標準化責任者（CSO）のイメージ】

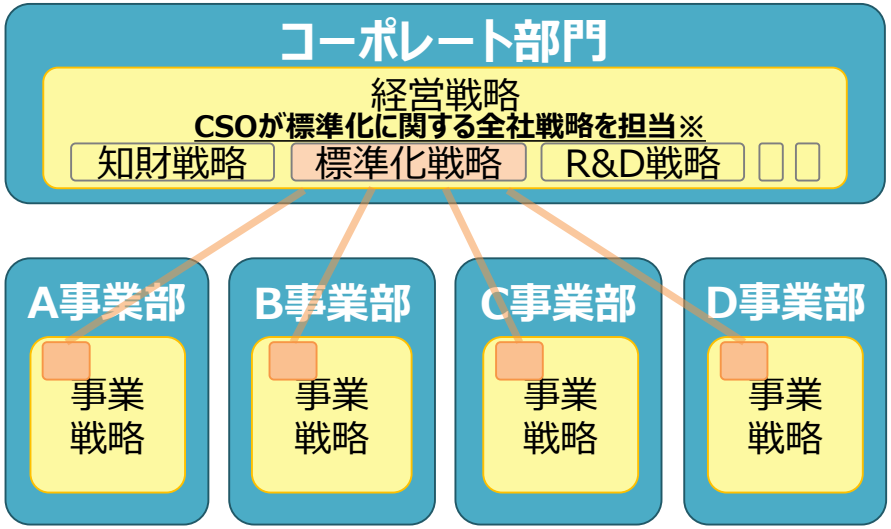

※標準化戦略はその他の各戦略と一体的に構築・運用する必要があるため、CSOのCTO 等との兼任を推奨している

【CSOと経済産業省の連携】

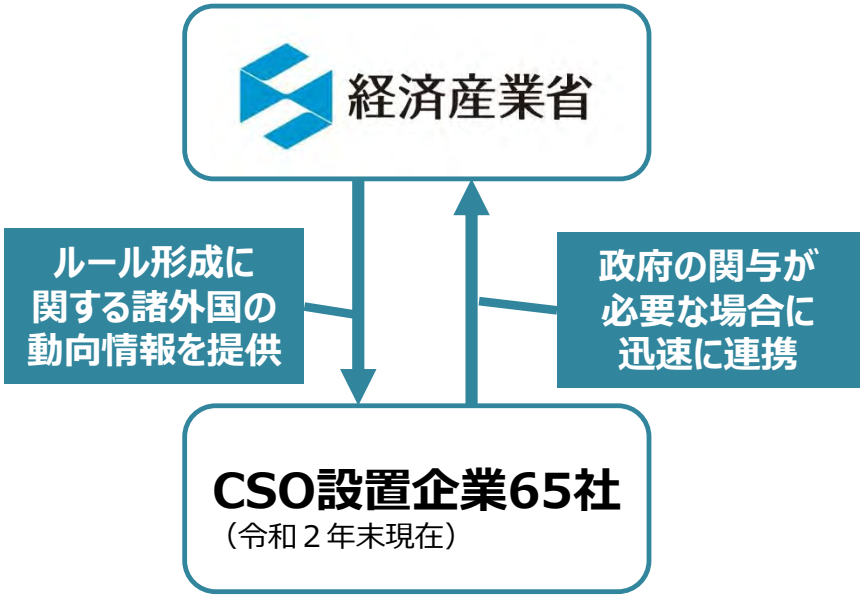

③ルールインテリジェンス政策　諸外国の標準化動向レポートの作成・周知

- 標準化戦略を効果的に策定・実行するには、諸外国の標準化動向を的確に把握し、ルールメイキングに関する知識（ルールインテリジェンス）の構築が必要。
- 経済産業省で収集した情報をレポート化し、関係事業者・団体へ周知を行っている。

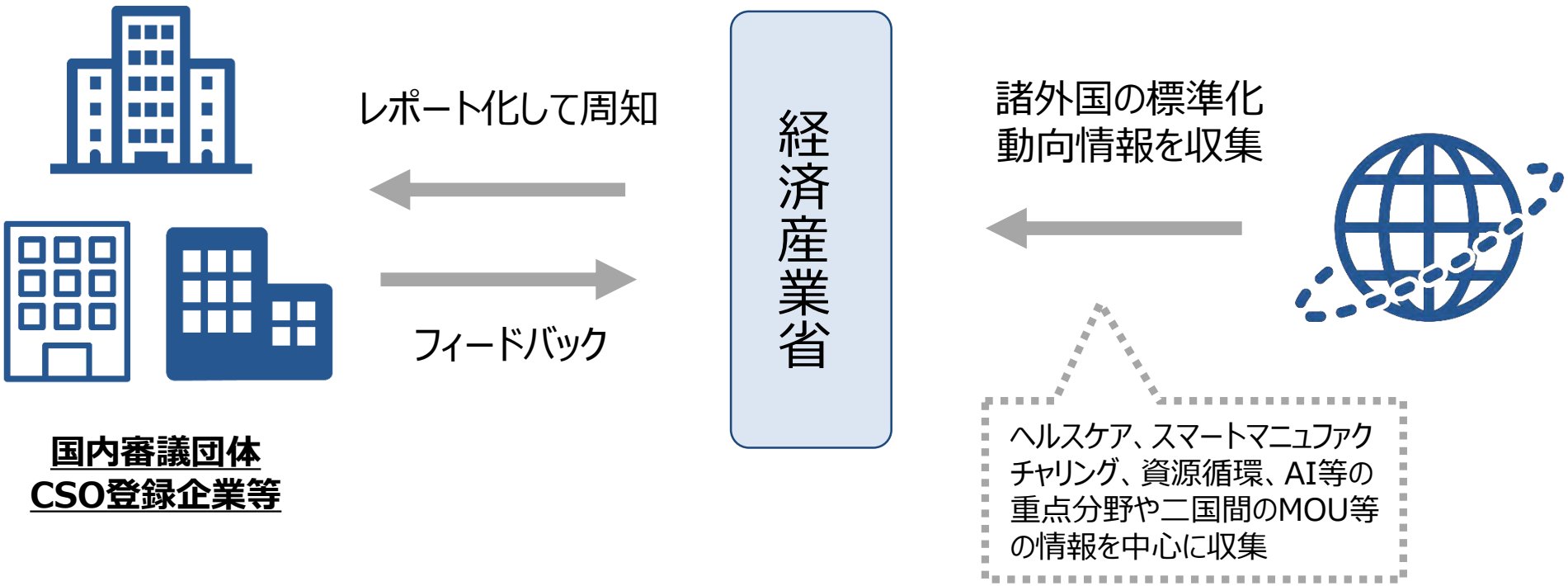

④地域企業への支援　パートナーシップ機関等によるサポート

- 標準に関する情報や気付きが得にくいことが、地域企業による標準の活用が進まない要因との仮説の元、自治体の産業振興機関や地域金融機関等、企業の身近な場所で標準に関する情報が得られるような拠点を整理。
- 併せて、地方経済産業局を中心に、案件の発掘活動や説明会の開催等を実施。

企業

パートナー機関
自治体・産業振興機関、
地域金融機関、
大学・公的研究機関等
全国166組織が登録

- ✓ **標準化・知財セミナー等による支援ツールの紹介**
- ✓ **民間企業等の課題把握**
- ✓ **標準化の戦略的活用に関する専門的支援**
  （情報提供、助言、予算等支援、共同研究及び試験の実施等）

政府関係機関等
日本規格協会(JSA):標準化アドバイザー、日本弁理士会、工業所有権情報・研修館(INPIT)、商工中金、中小機構、JETRO

地方経済産業局等
札幌市・仙台市・さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市

⑤新市場創造型標準化制度

- 新市場創造型標準化制度（以下「新市場制度」と記載。）とは、既存の業界団体等では対応が出来ない、又は、複数の関係団体にまたがる融合技術・サービスや特定企業が保有する先端技術等に関する標準化を可能とするための、**新規の原案作成委員会等の立ち上げを後押しする**制度。

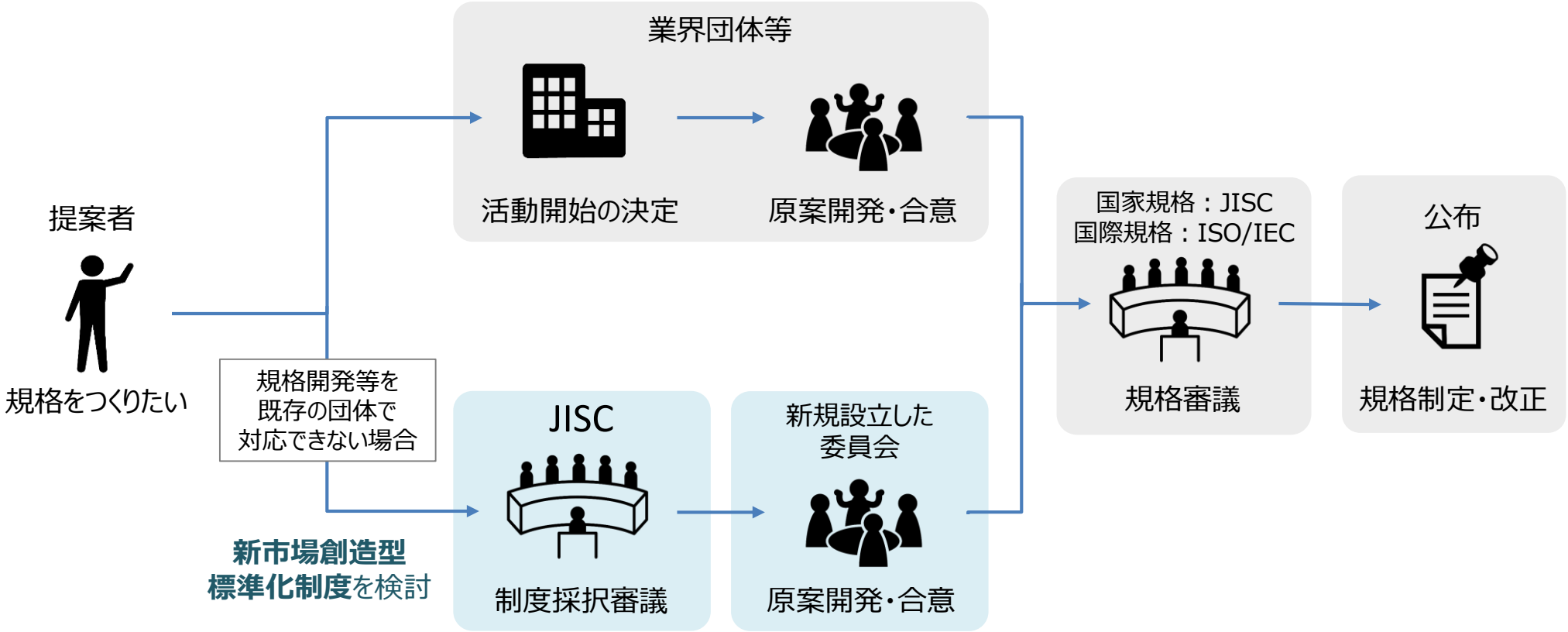

新市場創造型標準化制度を検討

⇒制度窓口は**日本規格協会**

JISC： Japanese Industrial Standards Committee（日本産業標準調査会）。ISO/IECに参加できる日本唯一の代表機関

【参考】新市場創造型標準化制度を利用する場合の主な条件

①標準化提案の内容が、新市場の創造や産業競争力の強化といった政策目的に合致すること。

②標準化提案の内容が、JIS又はISO/IECの規格として適切に取り扱われるものであること。

③当該技術等に関する団体が、以下のような場合により、原案作成委員会又は国内審議団体を引き受けることが困難であること。

・制定しようとする規格の内容を扱う業界団体が存在しない場合
・制定しようとする規格の内容を扱う業界団体は存在するが、その規格作成の検討が行われていない、行われる予定がない場合
・制定しようとする規格の内容が複数の業界団体にまたがるため調整が困難な場合

※新市場創造型標準化制度の採択は、規格制定を約束されるものではない点に注意。原案作成過程での利害関係者の反対や、規格審議における議論の行方によっては、規格が制定できない場合もある。
※本制度の対象となる規格は、ISO/IECの場合は経済産業省専管・共管、JISの場合は経済産業省専管のものが対象となる。

⑥規格開発支援　国費を用いた規格開発・標準化

- 経済産業省では、異業種間連携や先端技術のルール整備が必要な分野等について、必要に応じて試験・データ収集等を行った上で、国際標準原案の開発・提案、開発する国際標準の国際ルールにおける引用や他国の規制・調達基準等への導入、試験・認証基盤構築、又はJIS原案の開発を行う事業を企業・民間団体等に委託をして実施している。
- また、我が国の国際標準化体制を強化するため、重点分野のルール形成に関連した国際標準化動向調査、国際標準化機関等への対応、標準化の戦略的活用に関する啓発・情報提供、次世代標準化人材育成を実施している。

標準開発テーマ	➢ モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術や新たなサービス等に関するルールの整備に必要となる分野等における国際標準（ISO・IEC）の開発等であって、国が主体的に取り組むべきテーマ ➢ 上記分野において国際標準化対応に必要な日本産業規格（JIS）の開発であって、国が主体的に取り組むべきテーマ
委託先	企業・民間団体等
対象経費	試験研究、技術調査、国内対応委員会開催、国際会議出席、国際会議等日本開催、国内試験・認証基盤構築等
事業期間	原則３年以内

＜令和３年度予算の実施に向けた準備スケジュール（参考）＞

令和２年秋頃　　標準化テーマ調査（日本産業標準調査会（JISC）ホームページ、省内関係課・関係団体等を通じて）
令和２年冬頃　　実施テーマ決定
令和３年春頃　　実施者公募・決定

※上記スケジュールは令和２年度事業実績をもとに想定したものであり、事業実施の可否を予断するものではありません。

⑦ [エキスパート] ISO/IEC国際標準化人材育成講座（ヤンプロ）

- 経産省では、2012年から国際標準化交渉をリードできる人材（ヤング・プロフェッショナル）を育成するプログラムを実施。国際標準化の第一線で活躍する講師に依頼し、座学のみならず模擬国際交渉等を通じて、日本提案を英語でリードできる人材を育成。
- 2017年からは、多様な分野で活躍する標準化人材のネットワーク形成を目的として、プログラム修了生が参加する合同研修会を開催。

ISO/IEC国際標準化人材育成講座（ヤンプロ）	
対象	●国際標準化に携わっている、又は今後関係する可能性があること ●国際標準化についての基礎知識があること ●英語の素養があり講座を契機に今後さらにスキルアップする志があること ●所属する企業や団体等から講座への参加について推薦があること　等
時期	夏（東京）、秋（大阪）、冬（東京）の年三回開講
募集人数	一回のプログラムにつき２０名
講座内容	以下の内容のプログラムを４日間で実施 ●ルールメイキングと標準化 ●標準化と知財戦略、事業戦略 ●ISO/IEC国際交渉に関する解説とロールプレイ（模擬国際会議等） ●修了発表（英語）　等

開催実績（修了生　計344名）

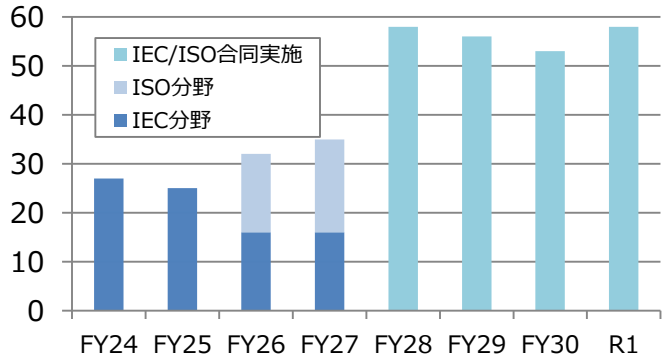

ヤンプロ合同研修会

- 毎年卒業生を招待し、最近の取組状況等を卒業生の間で共有いただける場を設けている。
- 卒業年次を超えたエキスパート同士のネットワークが形成可能

⑦ ［エキスパート］ 規格開発エキスパート資格

- 標準化に関する専門知識を備えた人材を「規格開発エキスパート」として評価し、当該人材を登録する「標準化人材登録制度」を、日本規格協会が創設（平成29年6月）
- 標準化スキルの可視化による専門家のキャリア形成支援や、専門家の力を借りたい企業に対する情報提供の実現を目指す。

資格制度の概要

日本規格協会が、以下の２つのレベルでスキルを審査する

規格開発エキスパート補
（指定講座受講＋修了試験）
38人

スキルアップ

規格開発エキスパート
（所定の経験）
451

※各エキスパートの登録者数は2020年3月末現在の数値

規格開発エキスパート講座（指定講座）

対象	●社内規格、団体規格、国家規格、国際規格開発に携わる者 アドバイスを受けつつ自身で規格作成可能なレベルが目標
講座内容	【１日目】 ● 製品企画・試験方法規格のビジネス活用 ● 知的財産・独禁法と標準化 ● 標準化戦略の考え方、社内標準の便益についての考え方 【２日目】 ● 国際規格の役割とISO/IEC ● 国際規格の作成プロセス、JIS規格と開発プロセス 【３日目】 ● 規格の作り方、要素、グループ演習 【４日目】 ● 個人課題の発表、ルール作りの重要性、修了試験

所定の経験（規格開発エキスパート補からのスキルアップ）

①～⑤のいずれかについて２年以上の活動実績がある

①ISO/IECエキスパート　②ISO/IEC国内委員会の委員
③JIS原案作成委員会の委員　④団体規格開発委員会の委員
⑤その他、上記と同等と認められる実績

⑦［エキスパート］国際会議への派遣支援及び表彰制度

- 国際標準化会議の幹事候補や若手人材に対し、国際会議への参加を促し、OJTを実施。
- また、標準化活動で顕著な功績があった個人・組織を表彰し、企業内での標準化活動の認知向上等を促すため、「産業標準化事業表彰」を実施。

海外開催の国際標準化会議への派遣

■ 国際幹事・議長等候補
派遣者数　FY2018：**9**名　FY2019：**14**名

■ 若手人材
派遣者数　FY2018：**9**名　FY2019：**10**名

日本開催の国際標準化会議への受入

■ 受入会議件数
FY2018：**17**件　FY2019：**22**件

■ 受入人数
FY2018：**61**名　FY2019：**92**名

※オブザーバーでの出席

産業標準化事業表彰の拡充

■ 内閣総理大臣表彰
1名以内（国際標準化において、極めて顕著な功績のあった者）

■ 経済産業大臣表彰
25名・組織以内
(産業標準化等に顕著な功績のあった者又は組織)

■ 産業技術環境局長表彰
以下の3種類合計で30名・組織程度
・国際標準化貢献者（国際標準化機関等での貢献のあった者）
・国際標準化奨励者（国際標準化活動等への貢献が期待される者）
・国際標準化功労者（産業標準化制度等へ功績を残した者又は組織）

国際標準化奨励者は若手人材が対象
（FY2018はヤンプロ卒業生からも２名受賞）

⑧アドボケイター：規格普及の海外渡航支援【試行中】

- 「国際標準規格開発後」の普及活動の強化と定着を担う次世代人材を育成し、市場を獲得する手段としての標準化活動を根付かせるため、アドボケイター（規格普及・ルール形成活動の支援）を、2019年度に試行的にスタート。
- 具体的には、制定予定（又は済み）の規格を各国の強制法規等のルールに紐付けてもらうための交渉等のための海外出張旅費を支援。在外公館への協力依頼も実施。

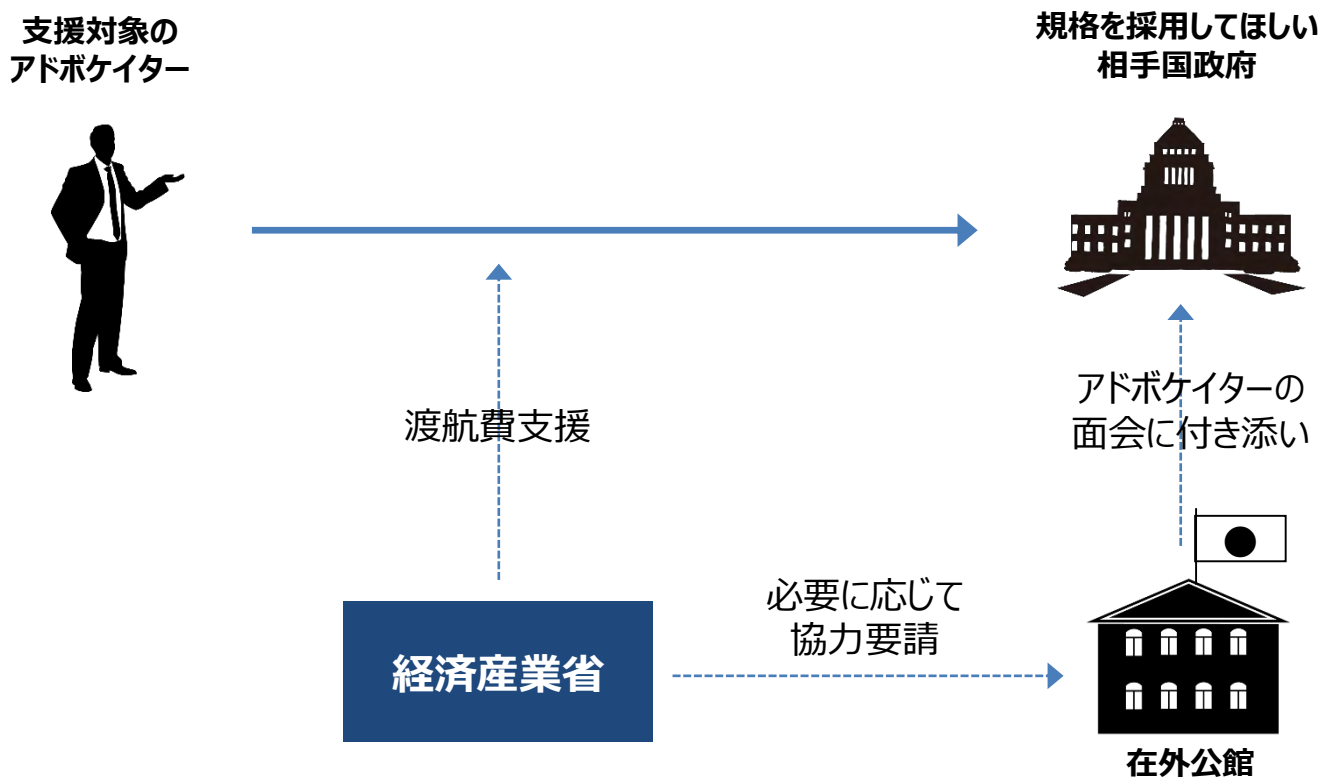

⑨国際協力ツールの活用　国際標準化活動における他国連携の諸課題

- 国際標準化活動における他国連携には主に４つの課題があり、解決には国際協力ツールの活用が有効。

1. **情報収集** 情報収集：自国に不利なルール形成を防ぐとともに戦略的にルール形成・活用を行うには、各国の標準化動向をいち早く把握する必要がある。(規制への展開に関する情報も含む)
2. **標準化協力** 標準化協力：国際標準化は一国一票の投票によって進められる。日本に協力してくれる国を増やすための仲間づくりや根回しが重要。
3. **規格の普及** 規格普及：国際標準化は規格作成がゴールではない。各国の国内規格への採用を促し、さらに認証制度や法規と結びつけることでビジネスへの大きな影響力が得られるようになる。
4. **規格活用の能力向上** 能力向上：発展途上国は規格作成や試験・認証の能力が不足している場合がある。規格の普及(3.)を実現するには基準認証分野における能力向上(Capacity Building)が鍵となる。

⑨国際協力ツールの活用　主要な国際協力ツール

- 対象国・地域と目的に応じて国際協力ツールを選定。下記以外にも様々な機会を活用。

種類	対象国・地域	国際協力ツール	主な活用目的
各国・地域との定期会合	欧州	JISC-CEN/CENELEC事務局間会合	情報収集、標準化協力
		日EU基準認証WG	情報収集、規格普及
	中国・韓国	NEAS (北東アジア標準協力)フォーラム	情報収集、標準化協力
		日中標準化協力ダイアログ	情報収集、標準化協力
		日韓基準認証協議	情報収集、標準化協力
	アジア太平洋	PASC (太平洋地域標準会議)総会	情報収集、標準化協力
		APEC SCSC (基準適合性小委員会) 会合	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上
	ASEAN	ACCSQとの定期会合	標準化協力、規格普及、能力向上
JISC主催のセミナー/ワークショップ	アジア太平洋	JISC/IEC/APCFセミナー	標準化協力、規格普及
	ASEAN	JISC/ISO 合同ワークショップ	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上
	ベトナム等	IECメンタリング	標準化協力、規格普及、能力向上
外部ツール（審査あり）	アジア太平洋	APEC プロジェクト	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上
	ASEAN	JAIF プロジェクト	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上
	ODA対象国から選定	経済産業省 制度・事業環境整備事業	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上
		JICA 課題別研修	情報収集、標準化協力、規格普及、能力向上

情報収集　標準化協力　規格普及　能力向上

お問い合わせはお気軽に

Mail: standards-rule@meti.go.jp
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/index.html

JIS及び国際標準に関すること
（国際電気標準課の所掌に関することを除く）
産業技術環境局　国際標準課
電話：03-3501-9277（直通）
FAX：03-3580-8625

電気技術、電子技術及び情報技術の分野に関するJIS及び国際標準（IECを含む）について
産業技術環境局　国際電気標準課
電話：03-3501-9287（直通）
FAX：03-3580-8631

JISマーク表示制度について
産業技術環境局　認証企画室
電話：03-3501-9473（直通）
FAX：03-3580-1418

その他、基準認証全般について
産業技術環境局　基準認証政策課
電話：03-3501-9232（直通）
FAX：03-3580-1418